

協会通知

全ト協の平成29年度 「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業」のご案内

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

本助成事業の実施期間は、平成29年4月1日～平成30年3月16日までとする。

※なお、上記期間内であっても、鳥取県トラック協会への交付限度額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

2. 助成対象者

事業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。）に衝突被害軽減ブレーキ装置を、買取り（一括・割賦）、リースで新たに搭載した装置について導入した鳥取県トラック協会の会員事業者（中小企業者※）に対し助成する。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3. 対象装置

車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置であり、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

4. 助成額・予算枠

- (1) 全ト協助成額 衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/4
1車両あたり上限5万円

※国の補助金との併用は妨げない。

- (2) 鳥取県交付限度額 1,600千円 32台

5. 申請時提出書類

- (1) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書（様式1）
(2) 搭載する装置メーカー名・機器名称・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

6. 交付決定

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

7. 実績報告書

- (1) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書（様式3）
(2) 衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書（様式4）
(3) 事業報告書（直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）（写）
(4) 搭載自動車検査証（写）
(5) 請求書（写）（機器の名称・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの）
(6) 領収を確認できるもの（領収書等（写））（リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものが必ず必要です。）
(7) リース契約書・割賦販売契約書（写）（機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載のあるもの）

8. 申請をされる方は、衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

